

函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

第1 趣 旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設設置者，指定一般相談支援事業者，指定特定相談支援事業者，指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う，障害者総合支援法第10条第1項，第11条，第48条第1項，同条第3項，第51条の27第1項，同第2項および児童福祉法第21条の5の21第1項および第24条の34第1項の規定に基づく指導ならびに監査について，指定障害福祉サービス事業者等が行うサービス等（以下「サービス等」という。）の質の確保ならびに介護給付費，訓練等給付費，療養介医療費もしくは地域相談支援給付費，計画相談支援給付費もしくは障害児通所支援給付費および障害児相談支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 指 導

1 指導方針

指導は，指定障害福祉サービス事業者等に対して，次の法令等に定めるサービス等の取扱いおよび自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）
- (2) 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第16号）

- (3) 函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第15号）
- (4) 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第19号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (7) 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第 号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (12) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (13) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

(14) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

(15) 厚生労働大臣が定める一単位の単価
（平成24年厚生労働省告示第128号）

2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

3 実施機関

函館市保健福祉部指導監査課とする。

4 選定基準

指導は全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象として実施する。

(2) 実地指導

ア 指定障害者支援施設設置者については、2年に1度以上

イ 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者（児童発達支援センターおよび指定医療型児童発達支援事業者を除く）および指定障害児相談支援事業者については、3年に1度以上

ウ 前年度、監査対象となった指定障害福祉サービス事業者等

エ 前年度， 実地指導の結果， 文書指導が行われた指定障害福祉サービス事業者等のうち， 実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

オ 新規指定を受けて6月を経過した指定障害福祉サービス事業者， 指定一般相談支援事業者， 指定特定相談支援事業者， 指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者

カ 児童発達支援センターおよび指定医療型児童発達支援事業者については， 毎年度

キ その他実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知等

全ての指定障害福祉サービス事業者等に対し， あらかじめ集団指導の日時， 場所， 出席者， 指導内容等を文書により通知する。 なお， 当該通知は， 原則として集団指導日のおおむね3週間前までに行うこととする。

また， 事前に指定障害福祉サービス事業者等から， 当日出席者の報告を受けるものとする。

イ 指導方法

集団指導は， サービス等の取扱い， 自立支援給付等に係る費用の請求の内容， 制度改正内容および過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお， 当日使用する資料を事前に全指定障害福祉サービス事業者等に電子メールで送信するなどし， 欠席した指定障害福祉サービス事業者等への対応も含めた必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知等

指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したと

きは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

なお、当該通知は、原則として実地指導日のおおむね3週間前までに行うこととするが、緊急その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、別に定める「指定障害福祉サービス事業者等自己点検表」（以下「自己点検表」という。）に基づき、関係書類を確認し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 指導体制

指導を行う者は、2名以上の班を編成し、原則班長は主査職以上とする。

エ 指導結果の通知

実地指導の結果については、原則として実地指導を行った日から30日以内に文書により通知するものとする。

オ 改善状況報告書の提出

実地指導の結果、文書で指導した事項については、原則として指導結果通知日から30日以内に別紙様式の改善状況報告書の提出を求めるものとする。

カ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第3に定める監査を行うことができる。

なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定障害福祉サービス事業者等に口頭で説明するものとし、第3の4の規定は適用しないものとする。

(ア) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(イ) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

キ 自主返還措置に伴う自己点検

実地指導の結果、サービス等の内容および自立支援給付等に係る費用の請求に関し、過誤または不当な請求が認められる場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、当該指摘事項に係る自主点検を指示するものとする。

自主点検は、当該指摘事項について、原則、全利用者を対象とし、指導を行った月の前5年間（事業者指定を受けてから5年を経過していない場合は、指定日以降の期間とする。）について点検作業を指示し、点検結果を当該改善状況報告書により併せて報告を求めるものとする。

ク 自主返還の指示等

報告により返還すべき内容が確認されたときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、自主返還の指示を行うものとする。

なお、当該返還の指示を行った際には、当該請求を担当する保健福祉部障がい保健福祉課に連絡するとともに、函館市以外の市町村分が含まれている場合は、当該市町村に対して、必要な事項について情報提供する。

ケ 監査への移行

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく、カに規定する改善状況報告書の提出またはクに規定する自主返還の指示等に対し適切に行われていないことが確認された場合は、速やかに監査を実施するものとする。

第3 監査

1 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28および第51条の29ならびに児童福祉法第21条の5の22および同条の23、第24条の35および同条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合、または自立支援給付等に係る費用の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置採ることを主眼とする。

2 監査の対象

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した情報
- (5) その他必要があると認められる場合

3 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

また、必要に応じ、当該事業所利用者からの聴取を行うものとする。

4 監査実施通知

監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときはあらかじめ次に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者等に通知に係る文書を原則、監査日に持参して監査を施行することとする。

ただし、第2の5の(2)のイの規定により実地指導から監査へ変更した場合および緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定および目的
- (2) 監査の日時および場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

5 出席者

監査に当たり、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の代表者（または役員）および管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス等の担当者、自立支援給付等に係る請求担当者等関係職員（従業者であった者を含む。）の出席を求める。

6 監査体制

監査を行う者は、2名以上の班を編成し、原則班長は管理職とする。

7 監査後の措置

- (1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

イ 監査の結果、文書で通知した事項については、原則として、監査結果通知日から30日以内に、別紙様式の改善状況報告書の提出を求めるものとする。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28および同条の29ならびに児童福祉法第21条の5の23および同条の24、第24条の35および同条の36に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項から第2項まで、第51条の28第1項から第2項までまたは児童福祉法第21条の5の23第1項、第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、その対応等について、別に定められた期限内に、文書により報告しなければならない。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、その対応等について、別に定められた期限内に文書により報告しなければならない。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号、第51条の29第1項各号、同条第2項各号または児童福祉法第21条の5

の 2 4 各号，第 2 4 条の 3 6 各号のいずれかに該当する場合においては，当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し，または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

なお，この場合，その旨を当該指定障害福祉サービス事業者等に文書により通知するとともに，その旨を公示しなければならない。

(3) 聴聞等

監査の結果，当該指定障害福祉サービス事業者等が命令または指定の取消し等の処分（以下「取消処分」という。）に該当すると認められる場合には，監査後，取消処分の予定者に対して，行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし，同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは，これらの規定は適用しない。

(4) 経済上の措置

ア 指定障害福祉サービス事業者等に対して勧告，取消処分を行った場合であって，過誤または不当な請求により自立支援給付等の支給を受けたときは，その全部または一部について障害者総合自立支援給付および障害児相談支援給付の全部または一部について，障害者総合支援法第 8 条第 1 項または児童福祉法第 5 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うものとする。

イ 指定障害福祉サービス事業者等に対して取消処分を行った場合であって，偽りその他の不正により自立支援給付費等の支給を受けたときは，アの措置に加え，その返還させる額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額を支払わせるものとする。

ウ アおよびイの徴収金の返還期間は，原則監査を行った月の前

の5年間（事業所指定を受けてから5年を経過していない場合は、指定日以降の期間とする。）とする。

(5) 国等への情報提供

監査結果および行政上の措置の実施状況については、必要に応じ、国、北海道および関係自治体に情報提供する。

8 業務管理体制に係る特別検査

(1) 指定基準違反等の内容等が7の(2)のウに規定する指定の取消し等に該当すると認められる場合は、「業務管理体制の整備等の施行について（平成24年3月30日付け障企発0330第5号・障障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）」第2の4の(2)のイ、障害者総合支援法第51条の3第3項および児童福祉法第21条の5の2第3項、第24条の3第3項に基づき、当該事業者の業務管理体制の整備についての取組みの状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証する特別検査を実施するものとする。

(2) 欠格事由該当者の通知

(1)による特別検査の実施結果により、当該事業者の役員等による組織的関与が認められたときは、障害者総合支援法第36条第3項第6号および第41条第4項、児童福祉法第21条の5の15第3項に規定する欠格事由該当者について、当該事業者へ通知するものとする。

また、併せて、北海道および札幌市、旭川市に情報提供するものとする。

第4 関係機関との連携

指導監査に当たっては、他の指導監査等（社会福祉法人等指導監査、介護保険施設等指導監査等）と合同で実施するなど、適切かつ効率的に行うものとする。

また、必要に応じて、北海道と連携を図り、合同で指導監査等を実施するなど、効率的に行うものとする。

第5 その他

指導監査に関し，その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

(経過措置の適用)

第2条 この要綱は，第7次分権一括法による改正児童福祉法及び改正障害者総合支援法の施行から1年間は，中核市が定める条例が施行されるまでの間は，都道府県が定める条例による基準を中核市が定める条例による基準とみなす経過措置を適用する。

附 則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。